

寒中お見舞い申し上げます



昨年の暮れに六郎丸の森 昭さまが、しめ飾りを持ってきてくださいました。公民館の玄関に正月の期間、飾らせていただきました。

ありがとうございました。

新年あけましておめでとうございます。
今年も公民館活動への御協力をよろしく
お願いいたします。

さて、昨年度末に（突然？）令和九年度から旧安心院

町内の小学校が安心院小学校へ統合されるとの報道があ
りました。津房小学校も明治二年に津房尋常小学校と
なつてから百三十八年の歴史に幕をおろすことになりました。
寂しいことこの上なしですが、諸般の情勢を鑑みると致
し方ないとも感じます。一方「津房まちづくり協議会」を
中心に、国の助成を受けて①農地保全②地域資源の活用
③住民生活の支援の三本柱での地域運営に取り組もうと
しています。地区の情勢も大きく変化しようとしていま
す。地域の公民館としてもできることを模索していきたい

津房地区公民館便り

編集・発行
津房地区公民館

電話番号
48-2001



恵良清子さんの新作の
絵手紙です。

新しくサークル活動を 始めませんか？

令和八年度のサークル活動の申し込み受付期間になりました。

現在、津房地区公民館では、左の表のようなサークル活動が行われています。公民館の使用料は、
昼間は一時間が百円
夜間は一時間が二百五十円
です。

登録すると使用料は半額と
なります。

将棋やカラオケなどまずは
親しい方々と集まって、始めて
みませんか。

☎ 48-2001

津房地区公民館 井福まで
締切 二月十日（火）

と思います。

世界に目を向けても、年明け早々にアメリカ（トラン
プ政権）が南米ベネズエラに軍隊を送り大統領を拘束
しました。中国（習近平）の台湾侵略の危惧、ロシアの
ウクライナへの侵略など国際情勢が不安定で、大きな
変化の予感がしないでもありませんが、日本もなんとか
乗り切つてもらいたいものです。

令和八年が皆様にとって良い年であることを祈念いたします。

津房地区公民館長 大坪一郎



今年も、まちづくり協議会会長の
菅原維範さまよ
リシクラメンの鉢
植えをいただきました。
ありがとうございます

サークル名	活動時間	
囲碁教室	第1・3土曜日	午後1時～4時
子ども英会話	第2・4土曜日	午後1時～4時
ヨガサークル	第1・3月曜日	午後2時～3時
健康麻雀	第1・3水曜日	午後1時～4時
ふれあい運動教室 (卓球教室)	毎週水・土曜日	午後6時～8時

宇佐市役所・安心院支所「地域教育課」にお勤めの大久保和則氏は、県内各地で、部落差別の問題を中心に講演をされています。令和六年には大分県人権尊重社会づくり推進功労賞を受賞されました。定期的に人権コラムを執筆されていきます。



ものになつてゐる。

しかし、その便利なインターネット、特にSNSと

「社会全体の利益や幸福」のことであり、いわば「みんなの幸せ」のことであろう。ならば、相手の人権を侵害する、

詐説中傷が、「表現の自由」のはずがない。



言われる、ラインやX（旧ツイッター）やユーチューブの中でも、殺人強盗の勧誘、拳銃の譲渡、臓器売買、人身売買などの書き込みがあることはご存じだろうか。さらに、「おまえがいなくなればみんな幸せ」「早く消えてくれ」といった誹謗中傷が、一日に数百件以上も書き込まれ自ら命を絶つた方もいる。

このようにインターネット上では、とんでもない情報が氾濫している。その書き込みをした人たちがよく言うのが、「我々には、表現の自由がある」である。

たしかに、憲法二一条には「表現の自由」が書かれていたが、それは、なんでも自由ではない。同じく憲法二二条には、この自由に関して

「公共の福祉」に反しない限り自由である。と書かれていた。つまり、「公共の福祉」に反しない限り自由である。と書かれていた。小生の畠のパクチーもそろそろ大きくなりつつあり、トムヤムクンをつくつて食べるのが樂しみです（家族は誰も口にせぬ）。

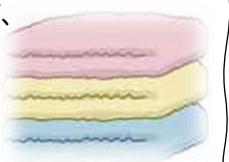
==お願い== 前号でもお知らせしましたが、3月の公民館バザー（茶飲みの市）のために家庭で不要になったものの募集をしています。



タオル・洗剤・食器・寝具・雑貨など「もらったけれど、これ使わない」というようなものや、「長年、押し入れや倉庫、納屋の『肥し』になっている品など何でも公民館まで

お持ちいただければ幸いです。冬場ですが、家庭菜園でできた作物でも構いません。よろしければ『市』に来られて販売して自分のお小遣いにされても結構です。もし、持ってくる方法がないときは、電話してください。取りに伺います。

☎48-2001



この「公共の福祉」とは、この「公共の福祉」とは、「社会全体の利益や幸福」のことであり、いわば「みんなの幸せ」のことであろう。ならば、相手の人権を侵害する、詐説中傷が、「表現の自由」のはずがない。

子どもの頃に「自分が言われていやなことは相手に言わない」と習ったことを思い出している。

子どもの頃に「自分が言われていやなことは相手に言わぬ」と思つたら、洗濯物からそろりと出でたり…。小生の連れ合いなどは強烈に嫌い、見つけたら「火あぶりの刑」（チャッカマンの火であぶり殺す）にします。

私は、ティッシュペーパーにくるんで、押しつぶしてちょっとにおいをかいながら「ゴミ箱に捨てるのです。「うーん、匂うな」とは思いますが、取り立てて騒ぐほどのこともなく…。

調べるとにおいの主成分はトランスクセキナールという物質らしく、パクチーもおなじ成分を含むそうです。

「におい」には好き嫌いがあつて、だれかのつけていた香水も「いいにおい」と感じたり「なんじゃこりやー」と感じたりさまざまです。

におい・音（音楽）・味・色などヒトの感じ方はそれぞれ、危害が及ばないのであれば他人がどうかく言うものではないのです。

小生の畠のパクチーもそろそろ大きくなりつつあり、トムヤムクンをつくつて食べるのが樂しみです（家族は誰も口にせぬ）。